

## 令和元年度 堺市衛生研究所運営協議会 会議録

開催日時：令和2年1月31日（金）14：00～16：00

場 所：堺市衛生研究所別館（堺市保健医療センター内）1階会議室  
（堺市堺区甲斐町東3丁2番6号）

出席委員：（敬称略 順不同）

岡原 和弘委員、佐々木 徳久委員、森 克己委員、大里 浩樹委員、  
林 清二委員、大藤 さとこ委員、小倉 真美委員、白石 正彦委員（8名）

欠席委員：小田 真委員、黒田 孝一委員、松木 信生委員、藤井 史敏委員（4名）

傍聴者：なし 随行者：1名

事務局：堺市衛生研究所

山本所長、樋口次長、神藤総括研究員、三好総括研究員、福田主任研究員、  
中村主任研究員、田畑主任研究員、江渡主任研究員、木村研究員

議 案：1. 開会

2. 副会長の選出について

3. 議事

（1）堺市衛生研究所事業報告について

①企画調整担当事業報告（感染症情報センター事業報告を含む。）

②細菌検査担当事業報告

③ウイルス検査担当事業報告

④環境検査担当事業報告

⑤食品検査担当事業報告

⑥調査研究事業報告

（2）倫理審査部会の設置及び審査案件について（報告）

（3）その他

議事録：

1. 開会

会議の成立について

- ・堺市衛生研究所運営協議会規則第4条第2項により、委員の過半数の出席があり、会議が成立していることを確認した。

2. 副会長の選出について

- ・会長は平成30年度堺市衛生研究所運営協議会により、林 清二委員が会長に指名さ

れている。副会長については、令和元年 7 月に委員の交代があったため、堺市衛生研究所運営協議会規則第 3 条、委員の互選により、岡原 和弘委員が選出された。

### 3. 議事

#### (1) 堺市衛生研究所事業報告について

(冒頭の説明) 衛生研究所の概要について

事務局 神藤総括研究員より：

堺市衛生研究所の概要について衛生研究所の位置付け、組織等について説明した。

- ・ 地方衛生研究所のネットワーク
- ・ 業務の 5 本柱
- ・ 検査の流れなどについて説明した。

#### ① 企画調整担当事業報告（感染症情報センター事業報告を含む。）

事務局 江渡主任研究員より：

平成 30 年度に衛生研究所全体で行った事業及び感染症情報センターについての主な事業の概要を説明した。

- ・ 健康危機模擬訓練
- ・ 学会発表について
- ・ 各種研修（保健所職員への研修／学生研修／夏休み子ども体験学習）

また、感染症情報センターとして、国への報告、週報の作成、ホームページでの情報提供などについて説明した。

#### ② 細菌検査担当事業報告

事務局 福田主任研究員より：

平成 30 年度に実施した食中毒に関する検査・感染症に関する検査・食品衛生・環境衛生に関する検査・調査研究の概要を説明した。

- ・ 食中毒に関する検査（カンピロバクター等）
- ・ 3 類感染症事例の検査（腸管出血性大腸菌 O157 等）
- ・ トピックスとして、MLVA（反復配列多型解析法）の導入の検討、薬剤耐性菌検査の拡充などについて説明した。

#### ③ ウイルス検査担当事業報告

事務局 三好総括研究員より：

平成 30 年度に実施した感染症発生動向調査事業に関する検査・インフルエンザの検査・食中毒関連検査・調査研究の概要を説明した。

- ・ インフルエンザウイルスの検出状況

- ・食中毒関連ウイルス調査（ノロウイルス）
- ・調査研究課題の紹介
  - 「堺市内の環境水（下水）中における下痢症ウイルス等汚染調査」
  - 「堺市における蚊媒介感染症に関する蚊の調査」
- ・トピックスとして、麻しん、風しんの検査について、年間の検査件数、系統樹解析について説明した。

#### ④ 環境検査担当事業報告

事務局 中村主任研究員より：

平成 30 年度に実施した工場排水や河川水等の検査・地下水の検査・浴場水やプール水等の検査や調査研究の概要を説明した。

- ・調査研究課題の紹介
  - 「災害時等の緊急調査を想定した GC/MS による化学物質の網羅的簡易迅速測定法の開発」
  - 「フローインジェクション分析法を用いたミネラルウォーター類中の六価クロム分析について」
- ・トピックスとして、緊急時検査体制の整備及び検査対応事例（六価クロム基準超過疑いの事業場排水の検査）について説明した。

#### ⑤ 食品検査担当事業報告

事務局 田畑主任研究員より：

平成 30 年度に実施した食品に関する検査・家庭用品に関する検査・医薬品に関する検査及び調査研究の概要を説明した。

- ・調査研究課題の紹介
  - 「りんごジュース中のネオニコチノイド農薬の実態調査について」（後述）
- ・トピックスとして、検査機器の更新や食品異物（苦情事例）に関する検査について説明した。

#### ⑥ 調査研究事業報告

平成 30 年度に発表された調査研究の中から、2 題を報告した。

- ・「冷凍アサリの喫食が原因と疑われた A 型肝炎事例について」（ウイルス検査担当：三好総括研究員）
- ・「りんごジュース中のネオニコチノイド系農薬の実態調査について」（食品検査担当：田畑主任研究員）

(質疑応答・意見)

林会長より：

(「りんごジュース中のネオニコチノイド系農薬の実態調査について」に対して) ネオニコチノイド系農薬が日本で緩和された背景とは。

事務局 田畑主任研究員より：

ネオニコチノイド系農薬はミツバチの大量死との関連が疑われていたが、必ずしもそうとは言えず、急性毒性も低く効果が長く、また代替の薬剤があまりないことから、日本では特に規制が厳しくならなかった。

林会長より：

普通に使用すれば許容量以下で、日本と比べると諸外国(の規制)が厳しい可能性があるということか。

田畑主任研究員：

そうではないかと思う。

白石委員より：

環境検査で、福岡県等との共同研究である『化学物質の網羅的簡易迅速測定法の開発』があるが、共同研究に至った背景と、網羅的、簡易迅速の具体的な内容を教えてほしい。

事務局 中村主任研究員より：

本共同研究は、国立環境研究所との第Ⅱ型共同研究であり、国立環境研究所と地方環境研究所がテーマを決定して、そこに希望する機関が参加していく形である。この研究は、福岡県が中心となって選定されたテーマに堺市が参加したものである。網羅的とは、数万以上ある化学物質のなかから千程度を目標としている。簡易迅速とは、標準品を用いず機器の中にデータベースがあり、それを用いて測定するもので、半定量という測定になる。コストもかからず時間も大幅に節約できる。

白石委員より：

屋外等の現場で簡易に測定できるものを目的としているものか。

中村主任研究員より：

現場では簡易キットも使うので定性レベルだと思うが、今回のテーマではもう一段階上の半定量を目指しており、高額な装置も使用するため、屋外等の現場での測定は想定していない。

林会長より：

『網羅的』の説明で、選定された千程度の物質は、これだけ測定すれば安全という物質が選定されているのか。

中村主任研究員より：

物質の選定については、過去のデータで検出頻度の高いものや、人体に有害なもの、

水生生物に影響の大きいものなどが選定されている。

新型コロナウイルスの検査について

林会長より：

新型コロナウイルスの検査についての状況について

事務局 山本所長より：

現在検討されている検査方法、検査の状況について説明した。

岡原副会長より：

現状、検体が出たとすれば東京の国立感染症研究所で行うことと思うが、堺市衛生研究所で検査を開始する目途はどうか。

事務局 樋口次長より：

現在検査の準備段階であり、来週から検査可能とする予定で、できるだけ早く対応できるように準備している（1月31日現在）。

（注：運営協議会開催後の2月3日より検査受付対応が可能になった）

岡原副会長より：

細菌検査の感染性胃腸炎がなかなか治らない症例について、カンピロバクターの検出が多いのだが、鶏肉中のカンピロバクターの検出率が気になるが。

事務局 福田主任研究員より：

生の鶏肉については、細菌の規格基準がないが、本市食品衛生課で収去調査を行っている。実際に検査を行うと半分近くから検出されるので、菌が付いているという前提で調理して下さいと啓発している。

## （2）倫理審査部会の報告について

倫理審査部会長である森委員より、開催の報告を行った。

詳細については、事務局 江渡主任研究員より、配布資料に従って説明を行った。

委員会が令和元年7月26日に開催されたこと、2題の演題について議論され、承認された。

（質疑応答・意見）

林会長より：

1 題目の演題（『下水サンプル及び臨床サンプルを用いた腸管感染ウイルスの流行解析』）において、下痢を起こした患者の検体ということで、臨床情報とは基本的にはリンクされていないものか。

事務局 江渡主任研究員より：

保健所の食中毒や感染症疑いで調査された検体なので、匿名化はされていないが、

臨床症状と直接結びついているわけでもない。感染の有無を問うという本来の検査目的からみると、利用目的の変更にあたるものである。

林会長より：

菌株の場合はどう扱おうと IC（インフォームドコンセント）には当たらないというのが一般的な見解になっていると思うので、慎重かつ丁寧に審査したということか。

事務局 江渡主任研究員より：

そのとおりで、オプトアウト（研究に関する情報を研究対象者等に通知又は公開し、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障する方法）にあたる。

白石委員より：

倫理審査部会の部会員について、条件が男女両性で構成すること、というのはあまり見たことがないが、昨今の男女共同参画の流れでそういう条件にしたのか。

事務局 江渡主任研究員より：

そうである。（追記：厚生労働省と文部科学省の作成したガイドライン（『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス』）では委員会の構成は男女両性で構成されていること、となっている）

白石委員より：

昨今、LGBT など男性でも女性でもない人もいるが、そのあたりはどう考えているのか。

林会長より：

男女両性というのは、多様な立場の人を入れるという趣旨ではないかと思うが。

事務局 樋口次長より：

この件については、人権推進課、男女共同参画推進課に考え方を確認する。

（追記：後日、男女共同参画推進課に確認したところ、男女両性で、というのは多様な立場の人に参加してもらおうという意味であり、LGBT などいろいろな性別の方が入るのは望ましいことなので問題ないとする、との回答であった。）

以上